

報第8号

専決処分報告について

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例）

本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和3年（2021年）3月3日提出

柏崎市長 櫻井雅浩



専第8号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を下記  
のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規  
定により専決処分する。

令和3年（2021年）2月26日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す  
る条例

新潟県柏崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年条例第  
5号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定  
める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロ  
ナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）  
を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属  
のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健  
機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告された  
ものに限る。）である感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」  
という。）をいう。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



新潟県柏崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年3月31日条例第5号）

改正後		改正前	
附 則		附 則	
1～3 (略)		1～3 (略)	
4 第6条に定めるもののほか、感染症の防疫等に関する職員の特殊勤務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときに支給する。この場合において、第6条に規定する手当は、支給しない。		4 第6条に定めるもののほか、感染症の防疫等に関する職員の特殊勤務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときに支給する。この場合において、第6条に規定する手当は、支給しない。	
5 (略)		5 (略)	